

人委第206号

三重県公文書等管理審査会

三重県人事委員会事務局公文書管理規程（令和2年三重県人事委員会訓令第2号）の一部を改正するに当たり、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号）第36条第1項の規定により、貴審査会の意見を求めます。

令和7年2月28日

三重県人事委員会



公文書管理規程の改正内容

別紙のとおり